

令和4年度第1回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会（書面開催）
委員からのご意見に対する回答

案件1.令和4年度の主要な事業について

●第9期せつつ高齢者かがやきプランの策定に向けた調査

質問	
	策定に向けた調査について一令和2年3月度（みどり表紙）のアンケート項目より、選択肢のある質問で○印はつけやすいが、「自由意見」の自由記述では、いくつかの項目の主な意見で気になるところがありました（P.108、109、167、168）後日記入者の問い合わせなどあったのでしょうか。あった場合はどのように対応されているのでしょうか。

【回答】

前回の調査は無記名のため、調査の回答者からの問合せであるかどうかの把握が難しい状況です。

高齢介護課の把握している範囲では、アンケート終了後に、アンケートに回答した人から、自由意見に記載した内容についての取組状況を具体的に尋ねられたことはございません。

アンケートに記載した内容に関する問合せがあった際には、ご意見の内容に応じて、市の取組状況等を回答いたします。

●スマートフォン講座

質問	
	募集規模、受講費用の有無、コロナ対策についてご教示ください。

【回答】

現在高齢介護課が関係しているスマートフォン講座は、大きくわけて4種類ございます。

- ①民間業者が国の補助金を活用して摂津市内で実施するもの
- ②通信キャリア業者と協働し、初心者向けの講座を行うもの
- ③NPO法人に委託し、中級者以降のスキルアップを行うもの
- ④いきいきカレッジの講座として実施するもの

各講座のご質問の内容については、次のページの表のとおりとなっております。

このうち、③のNPO法人実施のものについては、今年度は無料で実施していますが、NPO法人が実施している他市の事例として、少額（500円～2,000円程度）の有料とすることで積極的に学ぶ意欲のある方が集まり、相互作用で講義のレベルを引き上げる効果があると伺っております。今年度の実績などから検討し、次年度以降に有料化する可能性はあります。

	①民間業者	②通信キャリア業者	③NPO 法人	④いきいきカレッジ
募集規模	7人×40回	30人程度×8回	20人程度×3回 ×3セット (連続講座3セット)	(桜苑)10人×12回 (ふれあいの里) 8人×16回
費用	無料	無料	無料	(桜苑)1,000円程度 (ふれあいの里)4,000円程度
コロナ対策	消毒、換気、検温、 十分な距離の確保	消毒、換気、検温、 十分な距離の確保	消毒、換気、検温、 十分な距離の確保	消毒、換気、検温、 十分な距離の確保
対象	65歳以上の人を中心に広く募集	65歳以上の人を対象に広く募集	①の受講者	60歳以上の人を対象に募集
コンセプト (主な目的)	柔軟に需要のある講座を実施する。	コロナ禍で高齢者の外出等が減っている中、スマホを活用することによりつながりの機会を創出する。	スマホの使い方に自信を持っていただき、友人などに簡単な説明ができるような人材を養成する。	(桜苑)スマートフォンの利用に慣れる。 (ふれあいの里) パソコン講座の一部として実施。

意見

スマートフォン講座開催は、私もガラケーからスマートフォンに変え、上手に使いえずストレス大です。講座があれば受講も希望します。回数も多くしていただくと嬉しいです。

【回答】

上記の①については広報せつし11月号に掲載し、11月末～12月に実施予定となっています。また、②については1か月半に1回、定期的を実施し、随時広報せつしに掲載しております。ぜひお申込みいただければと思います。

意見

スマートフォン講座実施について
スマートフォンを所持していても、上手に操作できなかつたり意味がわからず、何度も家族や購入した会社に聞いて適当にあしらわれたと立腹する人が多いのでこの様な講座を設け、疎外感を抱くことのないようになればよいと思います。

【回答】

ご意見をいただいていますように、高齢者に対し、スマートフォンに関してどのように困っているかアンケートを取ると「わからないことがあっても家族に聞きづらい」「通信キャリアに質問に行っても、詳しく教えてくれることに偏りがあって知りたいことを学べない」などの意見があります。①～③のいずれの講座も、「せっかく受講したのについていけなかった」ということが起きないように、実際に使いながら個別の説明も行う形式をとっております。スマートフォンに対する抵抗感が軽減され、日常生活のなかで楽しみながら積極的に活用いただくことで、自然と使い慣れていくような講座を行っていきます。

意見	
	高齢介護課だけの問題ではありませんが、市民が情報を共有できるさまざまなツールのうち、主要なものとしてスマホやタブレットを位置付け、普及を図るのであれば、あわせて、公共施設をはじめ災害時の避難所など、可能な限り広範に、市域全域に無料の公衆 wi-fi(公衆無線 LAN)が利用できる環境整備に、市として積極的に取り組むことが求められます。高齢介護課からも市の施策に反映されるよう働きかけていただきたいと思います。

意見	
	高齢者福祉の分野から、市の施策全体で ICT の活用を推進していけるよう、よろしく願います。

【回答】

令和 4 年 6 月に、摂津市と阪神ケーブルエンジニアリング株式会社が協定を締結し、大規模災害時に、指定避難所において災害時用 Wi-Fi スポット機器を提供していただけることとなっています。また、この避難所の Wi-Fi スポットのうち、子育て支援センター、正雀体育館、鳥飼体育館、正雀市民ルーム、味生体育館については、平常時より Wi-Fi スポット機器を利用することが可能となっています。

その他の公共施設では、コミュニティプラザと別府コミュニティセンターでは令和 3 年度から、貸室の利用者に対して、希望に応じて、インターネットにアクセスできる環境を提供しています。また、令和 4 年 7 月 1 日からは、市内公民館の貸館利用者に対して、ポケット Wi-Fi の貸出を開始しています。

今後も公共施設の Wi-Fi の整備について、関係課から情報が次第、審議会等で周知を図ってまいります。

●鳥飼地域の「つどい場」の増設

意見	
	現在、30 集会所で実施していますが、一津屋 2 丁目～3 丁目からは遠く、足の不自由な方は行けないとの意見があり、市営団地の集会所で集まってカフェをしています。使用料が 1 回 1,000 円必要。市立集会所以外でも補助をしてもらえないか考えて欲しいです。

【回答】

介護予防活動を積極的に行っていただけるよう、市立集会所以外の場所で実施していただくつどい場への補助についても検討しております。なお、一津屋地域の市営団地の集会所については、一津屋新集会所であれば市立集会所の位置づけとなっていますので現行のカフェ型つどい場の補助対象となります。

意見	
	「つどい場」については、もっと自治会や老人会などで上手に声掛けして、高齢者が自宅から一歩出ている方々との絆を作って欲しい。

【回答】

「つどい場」をはじめとする通いの場等で周囲の人とかかわりを持つことは介護予防の観点から重要であり、通いの場に参加している高齢者の要介護認定リスクは参加していない高齢者と比べると半分に低下するという研究もあります。

様々な場で、「つどい場」をはじめとした交流の機会と介護予防の関係について周知し、啓発をしていきます。

意見	
	<p>鳥飼地域の「つどいの場」の増設について</p> <p>参加人数が平均5～6名とありますが、第2、4は保健センターから作業療法士さんが来られて体操を実施されています。その時の参加人数は10名以上おられます。</p> <p>初回から参加していてわかったのですが、参加されている方は会話（おしゃべり）ももちろん大事ですが、体操のある日をとて楽しみにしておられます。</p> <p>コロナ禍が長かったため少しでも体を動かしたいという方が多いように思います。</p> <p>「ジョカさんち」スタッフの皆さんは、体操以外でもたくさんの人に来てもらえるようにこれからもいろいろ催しを考えていかれるそうです。その事が高齢の方に定着して、長く続けていただきたいと思います。</p>

【回答】

委員のご意見のとおり、今年度新しく開設したつどい場では、保健センターの作業療法士が訪問して体操が行われる日は参加人数が多く、それ以外の開催日は参加人数が少ない状況です。運営団体では、体操が行われる日以外の開催日に、色々な取組みを実践していきながら日々試行錯誤している状況です。適宜、運営団体との打ち合わせを行っており、運営団体からの相談に対して、助言を行っています。今後も運営団体との打ち合わせを重ねながら、体操が行われる日以外にもたくさんの方に参加していただけるような取組みを検討し、継続可能なものにしていきます。

●医療やケアの意向を記載するノート

意見	
	<p>医療やケアの意向を記載するノートを作ったとしても、いつも持ち歩くのはなかなか大変ではないかと思います。</p>

【回答】

市独自で作成するノートについては、お薬手帳サイズとし、お薬手帳入れに入れて持ち歩いていただくよう啓発をしていく予定です。お薬手帳入れをあわせて配布することで、ノートを別途持ち歩く負担を軽減する予定です。

意見	
	医療やケアの意向を記載するノートについて、ケアマネジャーの名前や事業所名、利用している介護サービス名を記載するようにしてください。

【回答】

ケアマネジャーの事業所名や連絡先がわかるよう、記載欄を設けることを検討します。

意見	
	医療やケアの意向を記載するノートはたいへん良い試みと思いますが、どのように普及させていこうとお考えですか（特に認知症の方など難しさがありますが、だからこそ必要ですよね）

【回答】

医療やケアの意向について記載し、日頃から関係者と話し合っておく「人生会議」は、自らの望む生活を送るために、非常に重要となります。一方で、本人の望まない形で記載をしなければならない状況では、本人の希望が十分に汲み取れなくなってしまうおそれもあります。

今年度については、公共施設や関係機関での配架、関連講座での配布等を通じて、興味のある方に手に取っていただけるような形で普及をしていく予定です。

意見	
	医療ケアの意向を記載するノートについて—「ACP」人生会議大賛成です。命の危険が迫った時では遅すぎます。私事ですが義父母からは「その時のこと」を聞かされておりました。実父母からは「このように…」と早くから聞いており、特に実父は主治医（大阪大学病院）にも伝え、家族と共に医療対応や声かけなどで共有ができ安心したものです。最後の時に立ち会った者としては、とても必要であり、共有しておく事が大事であったと痛感しております。

意見	
	資料1（スライド6）に記載ある、「人生会議」の普及・啓発はとても大切と考えています。例えば、不慮の事故の際、あるいはALS患者やそのご家族等が治療方針を決めていく際等、様々な場面で有用と思います。最近では、新型コロナウイルス対応で入院調整をすすめていく際にも、このようなノートがあれば、と思う場面がありました。ご本人の医療やケアに関する意向を記載するノートの作成について、是非取り組んでいただきたいと思います。

【回答】

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やけがをする可能性があり、命の危機が迫った状態になると、約70%の方が医療やケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりできなくなると言われています。また、新型コロナウイルスの影響によりこのような状態が起こる可能性は高まっています。

こうした中で、日頃から家族や医療関係者・介護関係者と、自らの望む医療やケアについて話し合う「人生会議」が重要となっています。「人生会議」を行うことにより、もしものときに自らの望む医療やケアを受けることにつながり、また、支える家族等の心理的負担の軽減にもつながります。

ノートの発行など、「人生会議」に関する普及・啓発を行っていきます。

●要支援者を対象とした外出支援制度

(同主旨の質問については、事務局でまとめさせていただいています。ご了承ください)

質問	
	元気はつらつおでかけサポートについて、利用状況を報告して欲しい。

【回答】

5月末から実施団体によるサポートが開始しており、8月までの要支援者等の利用状況は下記の通りとなっています(片道あたり1回として集計しています)。

- ・5月：2回
- ・6月：40回
- ・7月：42回
- ・8月：46回

質問	
	車両事故に対する補償(保険の加入状況)について教えてほしい。

【回答】

この制度は、要支援者等に対して車両による外出の支援を行う住民団体に対して、ケアマネジャー等からの相談に応じて、ボランティアの運転手の調整を行う費用を補助する形で実施しています。

保険の加入主体は実施団体となり、実施団体に確認したところ、対人・対物無制限の保険に加入しているとのことでした。

質問	
	道路運送法との関係についてご教示ください。

【回答】

本制度については、前に記載したように、住民団体に対する補助制度として実施しています。

住民団体は、道路運送法上の許可・登録を受けていない団体のため、道路運送法上の許可・登録を要しない範囲で運営をしています。

質問	
	ドライバーは住民ボランティアとなっていますが、どのような条件をだして募集されるのですか。

意見	
	元気はつらつ おでかけサポートについて、他の有償ボランティア活動との連動が重要では？（アナウンスや課題の把握等）

【回答】

運転手の募集については、実施団体が行っています。実施団体では、以前から、月1回ボランティア説明会を開催しており、おでかけサポートの運転手に限らず、イベントの補助や団体の事務等に従事する人の登録を受け付けています。

登録された方の中から、当該サポートの運転手をしてくださる方を募り、引き受けていただいていると伺っています。

意見	
	要支援者を対象とした外出支援を進めるなら、利用者の幅を広くし、件数をしっかり処理できるように増やすようシステム作りをしないと不平不満の声が出るのではないのでしょうか。

【回答】

当該制度については、国の「介護予防・日常生活支援総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」の「訪問型サービスD」として実施しています。この制度については、国の制度上、要支援者等を中心としたものとなっており、利用者の幅については、制度上の制約となっています。ご了承ください。

件数を処理する仕組みづくりについては、引き続き支援を実施する住民団体と相談の上で、可能な限り多くの方が利用できるよう、検討を重ねてまいります。

意見	
	外出のサポート、当初はありがたい、助かっていますと意見がありましたが、利用者が多いのと、車両が1台ということで断られることが多くなったと聞きます。車両を増やして欲しい。

【回答】

当該制度については、前に記載したとおり、支援を実施する住民団体に対して利用の調整に関わる費用（依頼を受けて運転手の調整を行う人の人件費等）の補助として実施しています。実施団体において、道路運送法上の許可・登録を要しない形で実施しており、そのため、運転手についてはボランティアとなります。実施団体側で運転手の安定的な確保等も必要となってくることから、現時点では車両を増やすことは難しいと考えられます。

意見	
	外出支援制度については、市民に制度の趣旨が伝わっていない事もあり、周知の難しさを感じる。

【回答】

本制度は、国制度の「訪問型サービスD」を活用していますが、細部については市の裁量によるものです。市において行先等について一定の決まりを設けており、開始直後ということもあり、市民や関係者に制度の趣旨が十分に周知できておらず、申し訳ございません。

関係者向けの周知としては、市内の居宅介護支援事業所向けに実施したアンケートや、電話で問合せがあった内容について、Q&Aを作成し、市ホームページ上に掲載しています。

また、市民（利用者）向けとしては、問合せがあった際には下記の制度の趣旨を説明し、ご理解をいただいています。

さらに、実施団体から、「利用者から、制度の趣旨以外の利用に関する相談（決まった場所以外での乗り降りや行先の変更など）が複数ある」との相談があったため、市で制度の趣旨をお知らせする車内掲示チラシを作成し、実施団体に提供しています。

（制度の趣旨）

- ・外出をすることで介護予防につなげることを目的としており、外出先は、摂津市内での介護予防の活動、買い物、通院となっていること。
- ・定期的な決まった場所への外出が対象であること。

意見

資料1（スライド7、8）に記載のある、「要支援者を対象とした外出支援制度」は、難病の方にはリハビリにもつながるよい機会となります。資料4のチラシ、リーフレット等をいただければ、難病患者さんへの支援の中で、例えば面接等の際にご案内することもできます。

意見

「元気はつらつおでかけサポート」のチラシ、利用の流れなど分かりやすくよかったですと思いました。

【回答】

ありがとうございます。チラシについては、依頼に応じて関係機関に送付いたします。

また、市ホームページにも掲載をしておりますので、至急に必要な場合については、ホームページより印刷をしていただけますと幸いです。

今後も、利用を検討する人にとってわかりやすい形での周知をしていきます。

（右記の二次元バーコードは市ホームページでの掲載ページとなります）



意見

外出支援制度について、計画策定の基礎資料として、50歳以上の市民や要支援認定者対象としたアンケートによると、以南、以北共に介護保険以外でも、外出の際の車両による送迎の要望が多く、また在宅生活の継続に必要な支援やサービスとしても移送手段の要望は高い。高齢者人口の将来推計では、高齢化率は余り大きな変化はないと思いますが、安心して暮らし続けるためには必要な制度だと思います。『元気はつらつおでかけサポート』には期待が大！

【回答】

ありがとうございます。引き続き、アンケート調査等から得られる市民のニーズに応えられるよう、施策を検討していきます。

●その他

質問	
	鳥飼地区における地域包括支援センター分室のその後の活動や、新しく新設されたつどい場との連携状況はどうなっていますか。すなわち安威川以南の地域包括ケアシステムがどうなっていますか。

【回答】

新鳥飼公民館内に設置した「地域包括支援センター鳥飼分室」については、「介護に関する相談窓口」と位置付け、地域福祉活動支援センター内にある地域包括支援センターと一体的に運営を行うものとなっています。そのため、つどい場等については、チラシの配架や窓口でのご紹介は行っていますが、分室の職員が地域に出向く形で連携をしている状況ではございません。

高齢介護課として、安威川以南圏域において、センターの機能を有する地域包括支援センターの設置の必要性については認識をしているところであり、市全体での地域包括支援センターのあり方を踏まえ、適正な配置を検討していきます。

意見	
	市民やより多くの主体の参加の様子がみえません（＝協議体の不開催、発信不足？）

【回答】

「暮らしの応援協議会」に関しては、開催ができておらず、誠に申し訳ございません。

情報発信としては、令和3年度に「せつつ医療・介護つながりネット」のデザインがリニューアルされたことにともない、市民向けのサイトにお知らせが掲載できるようになりました。

今年度は、当該サイトで市民向けの情報の掲載量を増やしており、広報での周知のほか、こうした媒体を通じて発信をしております。

（せつつ医療・介護つながりネット）

URL：<https://carepro-navi.jp/settsu>

※右記の二次元バーコードからも閲覧できます。



案件 2. 日常生活圏域について

●地域包括支援センターについて

意見	
	二圏域で良いと思うが、圏域ごとに地域包括支援センターを設置してほしい。

意見	
	<p>・地域包括支援センターは、現在で良いと思います。(2カ所)</p> <p>地域包括支援センターの方が、中心になっていると思いますし、利用度も多いと思います。</p> <p>センター内に中学校別担当者がおられるので、担当者を増やせばと思います。</p>

意見	
	<p>案件1にも書いたことと重なりますが、地域包括支援センター1ヶ所体制から複数箇所体制でどのように有益なものにしていくか、市民の参加や取り組みの可視化が重要です。</p> <p>市民に意見を直接聞く懇談会なども実施するのもよいかもしれません(第9期計画に向けた調査も行われますが)</p> <p>特に安威川以南圏域をどうするのが最大の論点です。</p>

【回答】

安威川以南圏域の地域包括支援センターについては、令和3年度に設置をする方向で検討を重ねていましたが、最終的に、新鳥飼公民館内に相談窓口を設置する形となりました。

今後、市全体での地域包括支援センターのあり方を踏まえ、安威川以南圏域の地域包括支援センターが設置できるよう、引き続き検討を重ねてまいります。

意見	
	<p>資料2別冊(スライド20、27、34)によると、日常生活圏域を5圏域に設定するのであれば、地域包括支援センター職員の配置数は各3名、3圏域であれば3名、4名、6名、2圏域であれば6名になると見込まれています。配置職員数がある程度確保する方が、様々な視点からディスカッションができるのではないかと感じました。</p>

【回答】

地域包括支援センターは、下記の3人の専門職がチームとなって運営を行うものとなっており、各専門職の役割は記載の通りです。

○主任介護支援専門員

社会資源の発掘や医療機関等のさまざまな機関とのネットワークを構築する包括的・継続的ケアマネジメント支援を実施します。

○保健師等

高齢者やその家族の心と体の健康をサポートし、高齢者が元気で過ごすためのきっかけづくりや啓発を行う一般介護予防事業を実施します。また、衛生的・医療的な支援が必要な相談について、関係者と連絡調整の上、対応にあたります。

○社会福祉士

高齢者虐待防止や対応、成年後見制度の活用支援、消費者被害防止の啓発などの権利擁護業務を実施します。

委員のご指摘の通り、1チーム(3人)の配置となった場合、異なる職種間の意見交換は可能ですが、センター内で同じ職種内での意見交換を行うことはできません。対して、2チーム(6人)の配置となれば、同じ職種内での意見交換等を行うことが可能になります。こうした職種内での意見交換も考慮に含めつつ、これまでの取組やアンケート調査の結果も踏まえて、検討を重ねてまいります。

意見	
	<p>地域包括支援センターについて</p> <p>私なりに対面で聞き取り致しました。地域は鳥飼西二丁目、鳥飼野々一丁目、鳥飼下三丁目、鳥飼本町二丁目、鳥飼新町二丁目、鳥飼中三丁目。男性10人、女性29人で計39人です。</p> <p>地域包括支援センターを知っている人は男性1人(広報せつつで)、女性2人(一人目は元看護師で広報から、二人目は友人から電話で教えてもらった)。</p> <p>知らなかった人は、①広報の字が小さいので読まない:3人、②意識をしていない:24人提案ですが、期間限定でゴミ収集車に赤とんぼのメロディーに地域包括支援センターの案内を入れる。製作費は社会福祉協議会朗読ボランティアにお願いします。(テープ代で済む)今の時代耳から入る情報も大事ではないでしょうか。</p>

意見	
	<p>日常生活圏域に関しては、考慮すべき事項の検討は重ねる必要はあります。</p> <p>圏域を増やす事も必要だと思いますが、③地域包括支援センターの人員問題以前に、地域包括支援センターの意図目的、業務内容など不明慮な点が多いのでは市民に対して、まず地域包括支援センターについての理解を求めることが最優先と思います。</p> <p>理解の次に圏域問題等に向き合う必要あり、同時進行でも良いと思いますが、地域包括支援センターへの理解が進まず圏域等の検討はどうかと思います。</p>

【回答】

令和元年度に実施した市民調査では、地域包括支援センターについて「まったく知らない」と回答した人が43.9%となっており、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターの周知が課題となっています。

令和3年11月の「地域包括支援センター鳥飼分室」の開設にあわせて、令和3年の広報せつつ10月号に、地域包括支援センターの場所や役割等を掲載し、周知を図っています。

ゴミ収集車での案内については、環境業務課に確認したところ、委員のご提案の通り、期間を限定した形であれば可能とのことでした。地域包括支援センターと相談の上で、対応を図りたいと思います。

●アンケート調査について

意見	
	<p>日常生活圏域を検討するためには、そこで暮らす高齢者からの視点や情報も含めた資料が必要であるように感じます。(調査の中に含まれていると思いますので、あわせて頂くと検討材料として分かりやすいと思いました。)</p>

意見	
	<p>今冬に実施予定の市民アンケートの結果が出る前に、審議会で先行して圏域を三案に絞って検討するのはいかがなものか。</p> <p>費用、包括支援センターの人員確保、保険料負担も重要なポイントですが、肝心の利用者や介護等の事業者がどのような意見をお持ちなのか聞いてから具体案を探るべきだと考えます。</p>

【回答】

アンケートの調査項目の設定や集計にあたり、候補となる圏域について一定の方向性を持っておく必要があることから、これまでの審議会でのご意見や摂津市の地理特性も踏まえて、三案をお示ししているものとなっています。

今冬に実施予定のアンケート調査も踏まえまして、次年度の計画策定の中で、最終的に圏域の設定をしていきます。

●圏域の区分について

意見	
	<p>2 圏域を継続する。</p> <p>① 圏域を分けて周知などをするよりも、実際に「介護」サービスや「生活支援・介護予防」サービスの充実を図ることを先行した方がいいから。</p> <p>② 圏域を分けると、圏域内に医療サービスや介護サービスの未設置などが生じ、速やかな充足が見込めないから。</p> <p>③ 【質問】第3期計画策定時（平成18年）、圏域を2つに分けた際の根拠を説明して欲しい。</p>

意見	
	<p>摂津市における全体的な地域包括ケアシステム推進に関する協議会等の体制の図があればそれも資料として欲しかったです。</p> <p>地域包括支援センターの位置づけ、介護保険事業者連絡会の各部会、生活支援体制整備（第2層のコーディネーター）、在宅医療・介護連携、認知症施策等々の関係性がわかる図が資料としてあればよいと感じます。</p> <p>高齢者になると生活圏域は二次医療機関や購売施設へのアクセスのしやすさが影響します。その点からみれば、2～3の小学校区域をまとめているところの中学校区域が妥当かもしれません。しかし、介護保険料の負担が現在の6,280円から、15年後には10,811円と2倍近くになると市民の負担感は強くなると思われます。</p> <p>今後は市民の期待に応えられる介護サービスについて、重層的な支援が求められ、また、地域毎の合意形成が必要なことから、現在のままでいいとも思いません。現在でも、介護事業を運営する法人の意識の差異が事業の支障をもたらしている部分があります。そこを行政</p>

	<p>がしっかりと管理指導しなければならないと思います。</p> <p>上記のことを総合的に踏まえた上で、現在の2圏域のまま、地域包括支援センター＋サブセンター・ブランチを整えていき、取り組み内容により、地域を分けた取り組みとする案を支持します。</p>
--	---

意見	
	私の意見としては、道路事情から考えると3圏域がよいと思います。

意見	
	<p>圏域数を多くする程、保険料も高くなるので、3圏域が一番良いと思います。</p> <p>地域包括ケアシステム実施できれば、このうえなくよいと思います。</p>

意見	
	<p>書面開催された令和3年度第2回の審議会に提出した意見と変わっていないので、再掲します。</p> <p>(再掲)</p> <p>「日常生活圏域」を考えるにあたっては「行政上の都合」ではなく「地域住民の利便」で判断、検討すべきです。そのことは、国が「圏域」の基準を、一般的には「合理的」とされる「高齢者人口数」や「面積」ではなく「おおよそ30分以内に必要な福祉サービスに到達できる、例えば中学校区」としていることでも明らかです。</p> <p>日常生活に不便が生じるようになった高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るように、気軽に相談したり（相談支援）、身近な地域の社会資源やつながりが整備されたり（地域づくりに向けた支援）、それに参加できるような仕組みが整えられたり（参加支援）し、必要な医療や介護のサービスに接することの出来る圏域のことであり、そのための時間が「30分以内」ということではないでしょうか。</p> <p>少子高齢化がさらに進めば、中学校区は今よりもさらに大きくなることも予想され、そうなる例示された「中学校区」でも十分とは言えなくなります。</p> <p>「30分以内に必要な社会資源が整備され、互いに支え合える人々のつながりが身近に存在する」ことによって、はじめて「高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って、その人らしく暮らし続けることが出来る」のだと思います。</p> <p>この「30分以内」は、さまざまなサービスの利用を希望する高齢者にとってギリギリの範囲であり、行政的には、その利便性をいかに高めていくか、ということが課題になります。</p> <p>従って、圏域を現状の2圏域から増やし、当面、5中学校区とすることを提案いたします。</p> <p>以上が昨年提出した意見です。あわせて、今回配布していただいた令和3年度第3回の審議会での「議事要旨」12-13ページにある私の発言も、上記の意見を補足するものとして再掲します。</p> <p>(議事要旨から再掲)</p>

事務局は介護保険事業の計画の中で圏域を考えているかと思いますが、社会福祉全体で考えたときに、高齢・障がい・子どもという個別のことではなく、複合化した、いろんな制度にまたがる課題をどう解決するかという視点も必要です。

また、単純に福祉の制度に結び付けるだけでなく、どのように地域のつながりや支え合いの仕組みを作っていくか、またそうした場や仕組みに対象者をどのように参加させるかということを含めて考えていかなければなりません。（中略）

高齢者・障がい者・子どもだけでなく、そうした人たちを含めた地域全体のつながりが今後求められていきます。そのときに、介護保険制度だけで組み立てていくというのがどうなのかということも、あわせて考えていかなければならないのではないのでしょうか。国の方では、包括的な支援体制をどうやってつくっていくのかという議論もあります。その一例として重層的支援体制整備事業が示されています。この事業は市町村が任意でやるかやらないかを選べますので、事業としてはやらなくてもいいのかもしれない。しかし、視点としては、地域共生社会ということで、いろんな人たちが多様な課題を抱えながら地域で暮らし続けていけるような条件を整備していく必要があるということは変わりません。その観点からも圏域を検討していただく必要があると思われまます。

（中略）居住支援も高齢者に特化した課題ではありません。ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦の世帯が困っているのも事実です。しかし、外国人や刑を終えて出所した人など、高齢者や障がい者以外にも同様の課題があります。そういった人たちを地域全体でどのように支えるのか、そういったことを当たり前のものでして受け止める世の中にしていくにはどうするかという視点を考えていただきたいです。個々の課題を進めることも大切ですが、横に広がるようなことを意識して、第9期に向けて圏域を考えていく必要があるのではないかと思います。（後略）

事務局は、「圏域の検討にあたって考慮すべき事項」として、①人口・高齢者人口の増減、②介護・医療資源の状況、③地域包括支援センターの人員配置基準、④介護保険料への影響、の4点を挙げておられますが、冒頭に述べましたように、本来、第一義的に考慮すべきは、制度を利用する高齢者の「事情（利便）」なのではないのでしょうか。まず、高齢者が利用可能な範囲として圏域を設定し、利用できるようにさまざまな条件整備を図っていくことが大切だと思います。運用として、当面、いくつかの圏域を統合するなど、弾力的に考えることは可能だと思います。

【回答】

圏域について、それぞれの立場からご意見をいただき、ありがとうございます。

今後の審議会の意見や、今冬に実施するアンケートの結果を踏まえまして、圏域を決定していきます。

なお、第3期計画策定時に圏域を2つに分けた際の検討の過程としては、人口・高齢者人口が概ね同じ人数であること、施設の整備状況、市域は狭いものの本市の中央部を流れる安威川を越える移動は川を越えない移動と比べて少ないという生活上の移動の事情などを総合的に鑑みて、市中央部を流れる安威川の以北と以南の圏域を設定したものとなっています。

(第3期せつつ高齢者ががやきプランから引用)

6 日常生活圏域の設定

第3期計画では、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で必要な介護サービス等を受けられるよう「日常生活圏域」を設定し、この圏域ごとに介護サービス等の利用見込量を定めます。

これは、平成17年の介護保険制度の改正により新たに盛り込まれたもので、圏域の設定は、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めることとされています。

本市の場合、これらの諸条件を検討した結果、市の中心部を流れる安威川を境に、「安威川以北圏域」と「安威川以南圏域」の2つの圏域を設定しました。

●その他

意見	
	<ul style="list-style-type: none">・単身でも自宅で生活環境が病気等で重度な要介護状態となっても、住み慣れた場所で、自分らしく人生の最後まで生活が続けられることが出来るように、長年の友人であったり、地域の方や他にも普通に交友でき情報交換等もできる事は本人にとってはストレスない生活として重要ではないか？・医療、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう担い手の育成などもこれからはサービス提供を進めて下さると嬉しいです。

【回答】

介護を受ける高齢者は増加する見込みとなっており、地域のつながりづくりや高齢者を支える担い手の育成は、今後ますます重要となっていきます。

高齢介護課では、元気な高齢者が介護施設等で直接介護ではない補助業務(食事の配下膳や掃除など)を行う「健康・生きがい就労トライアル」や、要支援者等に対して生活援助(買い物や掃除など)のみを実施する「訪問型サービスA」の従事者を養成する「訪問型サービスA従事者養成研修」を実施しています。また、摂津市社会福祉協議会に所属する第2層生活支援コーディネーターが中心となり、市民同士の支え合いとして、有償ボランティアが掃除等を行う「よりそいクラブ」を開始しています。

今後も引き続きこうした施策を通して、高齢者を支える担い手の確保・育成に努めていきます。

意見	
	<p>▶(身近に利用者もなく、紙面上の考えとなりますが)</p> <p>考慮すべきどの項目も、各市民においては将来的に必要となってくる内容なので、現行にプラス負担の部分がでて理解してもらえよう広報していくしか考えができません。</p> <p>検討にあたっての考慮すべき①～④の各事項が全て均等になるものでもないので、必要と思う私たち市民も理解の必要があるのではと思います。</p>

意見	
	<p>介護保険料について</p> <p>高齢になり、自分の思いに反して保険料を増額されることについて不満に思われている方が多々おられます。増額について納得できるような説明が出来れば良いのですが。</p> <p>そういう中で、保険料を支払っていない方もいらっしゃいます。この方達が介護サービスを受ける場合はどうなるのですか。</p>

【回答】

介護保険料については、大きく説明すると、介護給付費（介護サービスを利用した際に発生する費用のうち本人負担金を除いた額）を、保険料を負担する被保険者で割って決定します。今後、介護を受ける高齢者の増加にともない、介護保険料は増えていく見込みとなっています。次期計画となる第9期計画では、介護保険料の仕組みについてわかりやすく広報し、理解を求めていきたいと考えています。また、あわせて、市民ひとりひとりが介護予防の取組を行うことで、介護給付費の削減につながり、結果として介護保険料の負担が軽くなることについて、周知をしてまいりたいと考えています。

保険料を支払っていない方については、介護保険法では、災害などの特別な理由もなく長い間保険料を納付しない被保険者に対し、保険給付を制限すると規定されています。具体的には、介護サービスを利用する際の費用が、いったん全額自己負担となり、後日、申請に基づく償還払いとする「支払方法の変更（償還払い化）」や、「給付額の減額」等の給付制限があります。介護サービス利用の自己負担割合が1割または2割の被保険者は、制限を受けると自己負担割合が3割となり、制限前の自己負担割合が3割の被保険者は、制限を受けると4割の自己負担割合となります。また、高額介護サービス費等の支給も受けることができません。

このような制限を適用しないためにも、介護保険料を滞納している被保険者に対し分割等の細やかな納付相談に努めてまいります。

質問	
	<p>圏域案の検討にあたって（医療資源の状況）</p> <p>以南の4中校区に、一津屋方面の医療機関が入っていないように思うのですが？</p>

【回答】

安威川以南圏域の一津屋方面の医療機関としては、東一津屋に所在する医療機関が多くなっています。東一津屋については、住所上は第2中学校区となるため、第2中学校区として集計されています。

意見	
	<p>生活支援コーディネーターさんの活躍、期待します。“よりそいクラブ”有償ボランティア活動、私も登録しており、先日、お仕事に行きました。困っておられる方の力になり、よろこばれました。お互いに助け合う気持ちの大切さを感じました。</p> <p>せっかく良いシステムがあるのに知らない人が多いと思いました。</p>

【回答】

「よりそいクラブ」については、社会福祉協議会に配置されている第2層生活支援コーディネーターが中心となり実施している、市民同士の支え合いの仕組みとしての有償ボランティア活動となります。

現在、担い手の養成状況等も鑑みまして、味舌小学校区・摂津小学校区を中心に実施し、その他の地域については、担い手の調整が可能な範囲で対応をしています。

担い手の養成の関係から、現時点では、社会福祉協議会の発行する「社協ニュース」への掲載や、ケアマネジャー向けの説明会での周知としています。

今後、市内各所で担い手の養成が進みましたら、市広報等を通じて周知を図っていきます。

案件3.地域密着型サービスについて

質問

【質問】新型コロナウイルス対策（予防を含む）をどのように行っているか。

【回答】

市内の介護事業所に対し、支援情報の提供や衛生用品等の配布を行っております。また現在、摂津市新型コロナウイルス感染症対策介護サービス事業所等補助金の申請受付を行っています。この補助金は、オンライン環境等整備事業、BCP計画の作成補助事業、衛生用品等購入事業の3つの補助対象メニューから各事業所のニーズに応じて選択し（組み合わせ自由）、申請していただけるものです。

この他にも、市内の入所系介護事業所及び有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に対し、医療従事者、保健所、施設管理者の観点からのクラスター発生予防の研修会を行いました。このような支援及び対策については、今後も新型コロナウイルスの流行状況を踏まえて行います。

意見

地域密着型の介護事業は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に施設が近くに有る事が利用者にとっては大切でサービスを提供されることが大切だと思うので、今後も増設し、近くに利用の道が有ることを希望します。

【回答】

地域密着型サービスは、介護保険事業計画に基づく公募・開設となります。住み慣れた地域で安心して過ごしていただくためにも、予定通りの開設を目指します。

意見

高齢者が住み慣れた地域、または自宅で安心して暮らし、最後まで自分らしい生活を続けることができ、万一医療依存度が高くなった場合でも自宅での生活を希望する人にとっては、強い味方となってくれる所だと思います。私ごとですが、夫のグループホーム入居生活の中で、何度緊急の電話が入りその都度病院へ走らなければならない場面がありました。
当市の人口の将来推計からみても団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年では、高齢

	化率は28.8%に増加（推計）とあり、高齢化が進み医療ケアを必要とする要介護者が増えるなかで、介護と看護の連携体制の必要性は高まり、一つの事業所で一体的に提供できるサービス提供体制の増々の実現は必要であり願うところです。（見学は不可でした。パンフレット入手）
--	---

【回答】

看護小規模多機能型居宅介護は、一つの事業所で介護と看護の両方のサービスを提供できるサービスです。本市では今年の6月に安威川以北で1か所開設しています。今後の開設予定については、第9期以降の計画に基づき公募を行います。

意見	
	委員の施設見学等も検討されても良いと思います。 開設の承認をするのみで終わらず、その後のサービス提供等、委員の目で確認することも必要と思います。

意見	
	身近にあれば訪問もしやすく、看護の事等、教わったり相談したりして、その施設などでボランティアとして役立てればよいと思います。

【回答】

ご提案ありがとうございます。見学及びボランティアについては、現在は新型コロナウイルスの影響で、施設への立ち入りが難しい状況でございますが、感染状況等を見て施設側との調整を行います。

意見	
	ご家族やご本人（利用者）にとって安心安全で楽しく穏やかに過ごせる場所が開設されることは、とても良い事だと思います。

意見	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所には支え手として期待したい。

意見	
	事業所ができたことがうれしいです。

【回答】

ご意見ありがとうございます。看護小規模多機能型居宅介護事業所にもご意見をお伝えさせていただきます。

意見	
	ACP ノートの活用と重ねて、関係者、市民の意識喚起が重要です。

【回答】

看護小規模多機能型居宅介護事業所は、本市内では初めて開設する事業所となることから、どういった内容の事業所であるかなどを、機会をとらえて周知していきます。

意見	
	この内容とは少しはずれますが、本人も周りも安心できる市に向けての取り組みが必要です。居住支援協議会も活用し、死後対応や空家問題の予防にも取り組んでいく必要があると考えます。

【回答】

ひとり暮らしの高齢者が増加傾向であり、死後の手続についての支援や、管理者不在の家の管理の課題が増えてくると考えられます。こうした課題について、エンディングノートの普及や居住支援協議会等を活用し、賃貸事業者や建築部局等の他部局とも共有し、少しでも解決ができるよう、努めていきます。

案件 4.高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗管理について

意見	
	令和5年度の予算の編成に向けて、1 の欄で触れた「公衆 wi-fi」整備に取り組むよう働きかけを要望します。

【回答】

案件 1 での回答の通り、市内公共施設等での通信環境が順次整備されております。今後も引き続き、関係課から情報が次第、審議会等を通じて周知を行っていきます。

案件 5.その他

質問	
	就労トライアルの取組状況と今後の展開についてのお考えをお聞かせください。

【回答】

「健康・生きがい就労トライアル事業」は、高齢者が役割を持って社会に参加することで、高齢者自身の健康を維持し、いつまでも元気に過ごしていただくことを目的として、市内の介護施設で、施設内の清掃や食事の配下膳の手伝いなど、介護の補助業務を行っていただくものとなっています。

就労時間につきましては、1 回当たり 2 時間、1 週間に 2 回、期間につきましては、3 か月間と定めることで、高齢者が働きやすい仕組みとしております。また、就労に対する賃金につきましては、各施設と高齢者との契約により、直接支払われるということになります。

令和2年度より事業を開始し、受入先としては市内の特別養護老人ホーム4施設に打診をしました。受入事業者向け説明会は10月末、市民向け説明会は3月上旬に実施しました。市民向け説明会には11人が参加者し、そのうち2人がトライアル就労に繋がりました。

令和3年度は市内の特別養護老人ホームのほか、グループホーム、老人保健施設、デイサービスの事業所に参加を募りました。事業所向け説明会は1月中旬に行い、3事業所が参加しました。また、参加意向調査の際に「事業所向け説明会には参加できないが、説明は聞きたい」と答えた3事業所に対しては、個別での説明を行いました。最終的な受入先としてはグループホーム1施設、デイサービス2事業所(そのうち1事業所はグループホームと同じ法人)でした。市民向け説明会は3月上旬に行い、10人が参加し、そのうち9人がトライアル就労に繋がりました。3か月のトライアル就労後も、令和4年7月時点で8人が就労を続けています。

今後は受入事業所の拡大を目指し、障がい者施設や入院病床のある病院に対する案内を検討しています。

意見	
	<p>いきいき体操の会からの委員として参加させていただいております。</p> <p>コロナ禍で集まって体操も密にならぬ様にと気配りをしていますが、摂津の四部作の体操普及にお手伝いも15年近くになりメンバーも高齢者で市内の体操グループの中でも平均年齢は上位の方に位置しています。1日も早くコロナがなくなる様に思うばかりです。体力が皆さん低下しているのが気になりますが、負けずに頑張りたいです。</p>

意見	
	<p>コロナが早く終息してほしいです。</p> <p>介護者(家族)の会員の方は、コロナで面会にも行けないし、入院中の見舞いも行けない、つらい思いをしています。亡くなられた方もおられます。</p>

【回答】

新型コロナウイルスの影響で、市民の活動に少なからず影響を及ぼしているものと感じています。感染対策を講じながら再開をされている活動もあるため、そうした活動の周知などを通じて、地域活動の再開ができるようにしていきたいと感じています。

意見	
	<p>リモート会議で意見を言った方がいいです。</p> <p>議論する場が審議会なので。よろしくお願いします。</p>

【回答】

今回の審議会については、新型コロナウイルスの感染が急拡大していたことや、これまでにリモートを併用したハイブリッド形式で開催をしている際に会場に来られる人数の関係から、書面開催とさせていただきます。

今後も、感染状況、審議する案件の内容、会議の参加人数等も総合的に勘案して開催形式を検討する形になりますが、可能な限りご意見をいただける形で開催をしていきたいと考えています。